

ASHIGIN WEALTH REPORT

ウェルス・レポート

2022.2.4

VOL. 7

経営者の相続は、ここに注意！

第1回 自社株の承継と遺留分に注意しましょう

経営者の相続を考える上で、最大の課題となるのが自社株の承継です。自社株は会社の「経営権」を表すものであると同時に、経営者の「個人財産」でもあります。現預金などのように均等に分ければよいというものではありません。今回は、相続による自社株の承継について考えてみます。

自社株の遺産分割は難しい

子供を後継者として「経営権」を承継させるには、株主総会で意思決定できるだけの十分な発行済議決権株式を承継させる必要があります。一般的には、発行済議決権株式の50%超が必要だと言われています。

一方で、経営者の「個人財産」としての自社株の承継を考えた場合、相続財産全体に占める自社株の割合がとても大きくなっているケースが多く、注意が必要です。後継者となる子供が自社株の多くを承継しようとした場合に、相続税の納税負担が重くなり、自社株を含めた相続財産全体の承継が円滑に進まなくなる恐れがあるからです。

遺言書

後継者となる子供に自社株を確実に承継させるには、「遺言書」の作成を検討しましょう。「遺言書」がないと、相続の際に遺産分割協議が必要となります。遺産分割協議とは、相続人全員で遺産の分割について協議し合意することを言います。

話し合いによる相続人間の争いを防止するためには、「遺言書」によって財産の承継先を予め決めておくことが肝要です。「遺言書」が作成されていた場合、原則「遺言書」に記載された通りに相続財産は承継されることになります。

例えば、長男に自社株の全部を承継させたいのであれば、

「株式会社〇〇の株式全てを長男に相続させる。」という遺言書を書くことになります。

「遺言書」を書いた場合でも、注意すべき点があります。それは、遺留分の問題です。遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人に法律上最低限保障されている遺産を取得することのできる一定割合の権利をいいます。

遺留分を侵害された相続人は、侵害した相続人や受遺者などに対して、遺留分侵害額の請求を行うことができます。後継者として自社株を承継する子供と、後継者ではない子供との間で承継する財産の評価額に偏りが大きいと、遺留分侵害の問題が発生し、後継者ではない子供が遺留分侵害額の請求を行う恐れがあるのです。



足利銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

実際に相続の現場では、子供たちが親の遺産を巡って感情的な対立関係となり、骨肉の争いに発展した結果、後継者に自社株が円滑に承継されず、経営に支障を来すケースもありますので注意が必要です。

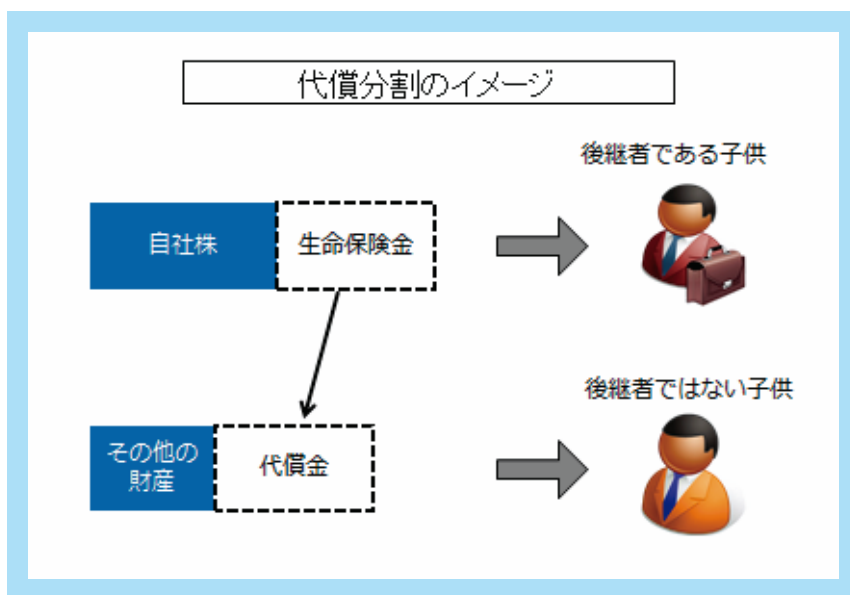
遺産分割における 生命保険の活用

後継者となる子供が自社株

の多くを承継し、他の子供の遺留分を侵害する場合、後継者となる子供は、他の子供への代償金の支払いに備える必要があります。

代償金とは、法定相続割合を超えて財産を多く承継することになる相続人が、遺産分割における不均衡を調整するために、他の相続人に支払う金銭のことをいいます。この代償金の準備に有効なのが生命保険です。

経営者を契約者・被保険者とし、自社株を承継し遺留分を侵害することになる後継者を死亡保険金の受取人とする終身保険に加入することで、後継者のために代償金を準備することができますし、相続人間の遺産分割をめぐる争いも回避できます。また、死亡保険金には、「500万円×法定相続人の数」という非課税枠があり、相続税の節税効果もあります。



ご相談は最寄りの足利銀行へ

足利銀行では、相続対策や事業承継のサポートに取り組んでおり、豊富な経験を有する専門スタッフを配置しております。

ご不明な点やお困りごとがございましたら、休日ウェルスサロンや最寄りの支店にぜひお気軽にご相談ください。

今回は自社株の生前贈与を活用した対策についてお伝え致します。

〈あしぎん〉では「相続」に関する各種ご相談を承っております。ぜひお気軽にご相談ください。

休日のご相談は 「休日ウェルスサロン」 をご利用ください

専門スタッフが
対応

完全予約制
専用相談ブース

休日に相談

相談無料

所在地 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 1-7-5 宇都宮西支店内(2F)

営業日 土曜日・日曜日 ■12月31日～1月3日とその連続する休日、5月3日～5日とその連続する休日は休業

ご予約時間 ①10:00～ ②13:00～ ③15:00～

完全予約制となっておりますので、事前にホームページよりご予約ください。

<https://ashikagabank.resv.jp/>



相続のほかにも
大切なおカネについて気になることは
〈あしぎん〉にご相談ください

iDeCo NISA 年金 保険の見直し
など

